

004684C0 363045



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書（1）
【根拠条文】	法第27条の 25 第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	CGSH法律事務所 弁護士 角田太郎
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル20階
【報告義務発生日】	平成16年 6月10日
【提出日】	平成16年 6月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	市光工業株式会社
会社コード	7244
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都品川区東五反田5丁目10番18号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ヴァレオ・バイエン（Valeo Bayen）
住所又は本店所在地	フランス，パリ，75017 ル・バイエン 43 (43, rue Bayen, 75017 Paris, France)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1990年11月30日
代表者氏名	シェリー・モリン (Thierry Morin)
代表者役職	チェアマン・オブ・ザ・ボード
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル20階 CGSH法律事務所 弁護士 角田太郎
電話番号	03 (3595) 3911

(2)【保有目的】

政策投資（世界的規模での事業提携）

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	20,839,000		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバーワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 20,839,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 20,839,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年4月30日現在)	S 96,036,851
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	21.70
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	20.67

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成16年4月28日	株券	9,000株	処分	
平成16年6月4日	株券	15,000株	取得	
平成16年6月8日	株券	1,000株	取得	
平成16年6月9日	株券	33,000株	取得	
平成16年6月10日	株券	44,000株	取得	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	
借入金額計(U) (千円)	6,208,885
その他金額計(V) (千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円) (T+U+V)	6,208,885

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1	ヴァレオ (Valeo)	自動車産業用の部品・集積回路システム及びモジュールの供給	シェリー・モリン	フランス, パリ, 75017, 43, ル・バイエン (43, rue Bayen, 75017 Paris, France)	※②	6,208,885

2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Valeo Bayen, a corporation organized and existing under the laws of France, with its principal office at 43, rue Bayen, 75017 Paris, France (the "Company"), does hereby constitute, designate and appoint each of Messrs. Tsunemasa Terai, Taro Tsunoda, and Ko Wakabayashi, and Ms. Kana Saito, attorneys of CGSH Law Offices, with its office at the 20th Floor Shin-Kasumigaseki Bldg., 3-2 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, certain reports set forth in Chapter II-3 (Disclosure of Information Concerning Holding of Large Amount of Share Certificates, etc) of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies of the Reports in accordance with provisions of the Securities and Exchange Law of Japan, and to perform any and all other acts that any of said agents and attorneys-in fact deem necessary, incidental or appropriate to the performance of the foregoing powers herein granted.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Vincent Marcel, this 14th day of June, 2004.

Valeo Bayen

By: _____

Name: Vincent Marcel

Title: Vice President Financial Affairs
& Strategic Operations

[訳 文]

委 任 状

フランス共和国法に準拠して設立され、存続する会社であり、フランス、75017
パリ、ル・バイエン 43 に主たる事務所を有するヴァレオ・バイエン（「当社」）は、
ここに、日本国東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 3 番 2 号新霞が関ビル 20 階所在の
CGSH 法律事務所の弁護士寺井庸雅、角田太郎、若林剛、及び斉藤佳奈の各氏を当
社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第 2
章の 3「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書（「報告
書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること、報告書の写しを日本
国証券取引法の規定に従い送付すること、及び、右各代理人がこれらを履行するに
あたり必要である、又は付随する、若しくは適切であると思料する一切かつすべて
の行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は 2004 年 6 月 14 日ヴァンサン・マルセルをして本委任状
に適法に署名せしめた。

ヴァレオ・バイエン

[署名]

氏名：ヴァンサン・マルセル

肩書：ディレクター・オブ・ファイナンシャル・アフェアーズ・
アンド・ストラテジック・オペレーションズ

上記正訳致しました。

弁護士 角 田 太 郎